

Title	「比律賓に漂着せる日本人に関する二文書」補遺
Sub Title	
Author	吉浦, 盛純(Yoshiura, Morizumi)
Publisher	三田史学会
Publication year	1937
Jtitle	史学 Vol.16, No.3 (1937. 11) ,p.131(459)- 133(461)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19371100-0131

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

「比律賓に漂着せる日本人に關する」

「二文書」補遺

吉 浦 盛 純

史學第十五卷第四號（昭和十二年二月）に小文

「比律賓に漂着せる日本人に關する二文書」發表

後も、筆者は本邦側殘存の史料に依つて詳細なる

史實の闡明を希望すると共に、シリング師との共

同研究をつづけそして各種の文獻を涉獵した結

果、フランシスカン派の僧で年代記の筆者として

知られたドミンゴ・マルチャーネスの「比律賓、サ

ン・グレゴリオ管區に於けるサン・フランシスコ

の小さき僕なる跣足派の布教史綱要」（一七五六

年、馬德里版）（Compendio Historico de la Apos-

tolica Provincia de San Gregorio de Philipinas de

Religiosos Menores Descalzos de N. P. San Francisco)

の中に岡野一行の漂流事實を肯定する一記事を見

出したのであつた。

それは同書第三篇、第八十六章、パラグラフ六

八九（第二三五頁）の次の如き記事である。

”El ano de mil setecientos y doce arribò à la

Isla de Catanduanes otra Embarcación de Japones,

en que iba un Cavallero muy noble de dicho Reyno,

con comission de Juez de Residencia del Gover-

nador de Nangasagui, el qual confirmò todo lo referido, aunque dixo no entenderse con el dichas penas ; por lo qual se embarcò el año siguiente, y naufragò con sus compañeros en las Costas de China. Estos afirmaba tener en su poder algunos libros tocantes à nuestra Santa Ley, y santas costumbre, de los que escribieron los Religiosos ; embargo que los tenia con mucha cautela, porque estaban prohibidos con pena de la vida.”

之に據れば、岡野三左衛門と其の一行は、一七二二年宋東南方の一小島「カタンヅアーネス」(Catanduanes 又は Katanduanes) に漂着した。

文中に他の一船云々とあるのは、パラグラフ六八四、六八六乃至六八八に於て、マルチーネスは一六六〇年、一六八七年、一六九三年及一七〇六年に日本からの漂着船のことを敘してゐる關係上、之と區別する爲である。この四回に互

る漂着船に乗船して居た日本人は何れも手厚き待遇を受け、大部分は切支丹信者となつて比律賓に滞留することを希望した。只一六六〇年漂着の分のみは、支那船に便乗して歸國したが、歸着後直ちに斬首の刑に處せられた。(二三四頁、パラグラフ六八四)

次にマルチーネスが前數パラグラフに記載したことを岡野が肯定したと云つて居るのは、切支丹信者は日本に入國するが出來ず、又異國にあつた切支丹の信者の歸國は生命に關する問題であり、且本人及び子孫の財産は沒收される云々の記事を指すのであるが、之は寛永鎖國令の内容を、偶々漂着した岡野に質問し、岡野が之を認めたことを云ふのであらう。若干の残留者を後にして岡野は比律賓出帆後、再び支那海に於て難波し、漂流の翌年一七一三年(月日不明)日本に到着したが何等の刑罰も受けなかつた。

海外渡航嚴禁の當時の狀勢から見て潛入的の歸國はまづ考へられないし、彼等一行も一應長崎奉行の取調べを受けたに違ひない。若しこの取調の結果無罪放免となつたとすれば、餘程巧みに辯解でもしたのか、それともそれ以上に何か特別の事情があつたとしか思はれないがその邊の詳細なことは判明しない。

興味あるのは比律賓漂着の際岡野が宣教師の手になる切支丹關係の書物若干を持參して居り、そして之を所持すること判明するに於ては死罪に處せらるゝとして、極めて注意して保存してゐたと云ふマルチーネスの記事である。宣教師の手になる切支丹關係の書物と云ふのは、之亦如何なるものであつたか不分明であるが、天草や長崎あたりで印行された耶蘇會版だつたかも知れない。

こんなところから考へて見ると、岡野も或は切支丹信者の一人だつたかも知れない。でなければ

「比律賓に漂着せる日本人に關する二文書」補遺（吉浦）

國禁の切支丹の書物を持ち歩くことは、一寸考へられないことである。彼が岡野文書の一には正しく岡野三左衛門と書したるに反し、他の分には殊更に發音のみを寫して宇賀野參齊文と書いてゐるが如きも、或は這般の何物かを暗々裡に物語つてゐるのではあるまいか。此の點更に江湖の示教を俟つ。

誤正、史學第十五卷第四號の小文中七十七頁冒頭の比律賓諸島に於ける大サン・グレゴリオ管區なる名稱の起源を一五九六年とあるは、一五八六年の誤植なるに付右訂正致します。（昭和十二年八月、羅馬にて）